

平成26年度第2回

三郷市景観審議会

会 議 録

平成26年度第2回三郷市景観審議会

1 開催日時：平成27年2月13日（金）14時00分～14時50分

2 開催場所：三郷市役所 6階 全員協議会室

3 出席者 7名（委員総数10名）

（委員）

横張会長、 田邊委員、 前田委員（欠席）、 沼野委員、 岡庭委員、 永塚委員、
福脇委員（欠席）、 中村委員、 小高委員（欠席）、 川田委員

（事務局）

秋本まちづくり推進部副部長兼都市デザイン課長（以下、まちづくり推進部副部長）、
都市デザイン課：南雲都市デザイン課長補佐（以下、都市デザイン課長補佐）、
長谷川計画景観係長（以下、計画景観係長）、
青山主任、
中村主事

4 報告事項

（1）報告第1号 屋外広告物の規制・誘導の方針（案）について

（2）報告第2号 屋外広告物の基準（案）について

5 議事内容

（1）開会

●（都市デザイン課長補佐） 司会挨拶

（2）会長あいさつ

●（横張会長）

[会長あいさつ]

●（まちづくり推進部副部長）

[委員10名中7名が出席していることを報告]

●（横張会長）

[会議録の署名委員にいて、田邊委員と沼野委員を指名]

●（まちづくり推進部副部長）

[傍聴者不在であることを報告]

(3) 報告事項

「報告第1号 屋外広告物の規制・誘導の方針(案)」及び「報告第2号 屋外広告物の基準(案)」について

● (計画景観係長)

「議案第1号「屋外広告物の規制・誘導の方針(検討案)」について、資料に基づき説明する」

● (横張会長)

はい、どうもありがとうございました。それでは、ただいまご説明いただきました資料1、2、3を中心にあつしまして、2つの議題でございますけど、屋外広告物の規制・誘導の方針(案)及び屋外広告物の基準(案)についてご質問、ご意見等をお受けしたいと思えます。一体的な話でもございますので、どこでも結構ですので、ご質問、ご意見をお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。

● (田邊委員)

資料2に今回新たに重点地区の色彩基準を追加していただいて、これは運用にも関わってくる問題になりますが、この基準では使用されている色のうち、面積が最大のものの彩度を指定することになってはいますが、これは様々な受け取り方があります。例えば、赤い地色に白い文字がのっている場合は、赤ではなくて少し落ち着いたえんじ色にされるのが一般的となります。例えばベースカラーに相当する部分が20色程度あつて、20分の1を少し超えているけれどもそこだけが赤で、他は派手でもよいというとられ方をしかねないです。例えば他の事例で小田原市では、3分の1を超えて用いるのが基準に沿っていなければいけないというような書き方をしています。工夫をして基準の文言が悪用されることがないように検討された方がよいと思えます。それから支持物件については、「暖色系で彩度6以下、その他の色相で彩度3以下」という事で基準としては概ね適正のように感じられるのですが、実際問題としてサインポールはスチールに塗装というものが多いたつと思えますが、塗装色の標準に寒色系で彩度3というのはありません。実質的には、彩度2までで規制していると考えてよいと思えます。数値を設定し直すかは要検討ですが、ここで「暖色系で彩度6以下、その他の色相で彩度2以下」としておくと、それが他の建築物の一般地区での色彩規制とほぼ同じような数値となり、運用上問題になりにくいということもあるので、どちらがよいという事は言及しませんが、検討されても良いと感じました。

● (横張会長)

はい、ありがとうございます。では、ただ今田邊委員から出ました2点につきて、事務局よりお願いいたします。

● (まちづくり推進部副部長)

一点目の主な色の彩度を抑えるという事ですけども、恐らく色々なパターンが考えられると思えます。サインポールについてもどこまで足とみるのか、色々な工夫をして出して

こらえると思うので、その辺は運用していく中で検討したいと考えています。

二点目にポールの彩度の話が出ましたが、暖色系では彩度6以下という事で自然の緑の中に収まる形で考えています。寒色系については彩度のアップラーが低いので、彩度3というのが合理的でないという意見をいただきましたので、その辺は現状を見据えて数値を変えるなり検討したいと思います。

● (横張会長)

よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは他にいかがでしょうか。

● (永塚委員)

資料2の3ページの「景観計画と連携した地域」の三郷中央駅地区、新三郷ららシティ地区に重点地区の色彩基準を追加することによって、現状、同地区に立地している建築物は全てこの色彩基準に適合するのでしょうか。

● (まちづくり推進部副部長)

全ては適合しないという現状はあります。例えば三郷中央駅地区の屋上利用広告については、禁止と書かせていただいています。これは三郷市景観計画で屋上広告は禁止となっていますが条例等の担保がないため、現状ではできてしまう状況となっています。

これは運用する中で経過措置を設けるかなど検討した中で決めたいと考えています。表示面積を40㎡に自家広告物、独立広告物を抑えることについては、例えば現在の設定地が60㎡なので、それを半分の30㎡にという考えもありましたが、三郷中央駅地区は、片面が20㎡程度のスーパーや集会的な広告がいくつかございまして、できるだけ新しい枠をかけて違反になるのも好ましくないなので、その辺は適合できるような形では進めていきたいと思えます。但し、全て適合するという事ではなく、ある程度は適合しないものは出てくると思えます。

● (横張会長)

よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

● (中村委員)

広告旗の相互間の距離が5m以上、3個以下について、これは戸田市を参考にしたということですが、戸田市で広告旗をやっている現場は実際に見たのでしょうか。

● (計画景観係長)

戸田市に話は聞いていますが、現場でどの様に指導しているのかまでは検討していません。広告旗の間隔を広げたり高くした方がよいなど具体例を積み上げて、問題点があるはずなのでその辺は検討していきたいと考えています。

● (まちづくり推進部副部長)

広告旗の場合は密集して立つと屋外広告物法の目的趣旨である一般民衆への危害の防止というものがあるので、その観点からみると、道路の幅ですとかそのようなものによっても

何m間隔であればよいと一概に言えないので、一般的に5mあれば十分な間隔がとれるのではないかと、現状では戸田市の基準を参考にさせていただいております。

● (横張会長)

資料1 規制誘導の一番下の期待される効果に「にぎわいのあるまちの表情や緑の豊かさが感じられる秩序のある広告景観をつくる」とあります。揚げ足を取るようで申し訳ないのですが「広告景観をつくる」というのが最終的な目的になっていますが、それでよいのでしょうか。つまり「広告景観をつくる」というのは、広告がある景観が目的であるという捉え方も見えてしまうのですが、場合によっては広告をできるだけ排除するというのも視野に入っていたと思いますが、もちろん一方では広告が存在してそれがまちの賑わいをつくっているということもあるので、広告がどこもかしこもない事が一番良いということではないのですが、「広告景観をつくる」と表現してしまうと広告があることが前提であるという捉え方をしかならないという点が若干気になります。

● (まちづくり推進部副部長)

ここはフレーズで出していますので、賑わいがあるという事は三郷中央駅地区では当然必要になりますが、賑わいというのは人の集まりや物の豊かさ等色々なものがあるので、例えば広告だけが賑わっていればいいのか、当然そういうものではありません。そういった総合的な観点から考えなければいけませんので、最後の部分を例えば「秩序あるまちなみをつくる」など柔らかい表現に修正させて頂きたいと思います。

● (横張会長)

もう一点は同じく資料1ですが、若干言及はされていますが、規制誘導という時にともすると規制の方に力点を置いてしまって、あれはだめこれはしてはいけないとなってしまいがちですが、規制というのは当然ある規制をつくれれば、それをどの様な抜け道があるかということ、探されたり或いは規制であると運用上それをきちんと守らせるということがどうしてもついてきてしまうというところで、規制ももちろん大事ですが、同時に誘導をもう少し強調できないものかと思います。それで「その他検討事項」に「…景観賞(屋外広告物部門)を検討する」と記されていますが、この辺を少し強調するか或いはそういった賞だけでなく他の形も含めて積極的に良いものを誘導していくというところをもう少し強調することで、ただ悪いものや基準に満たないものに対しては、それをこうしていくのだというだけではない両面性をもう少し持たせていただくと良いと感じた次第であります。表現上だけの問題かもしれませんが、是非その辺も含めご検討頂けたらと思います。

● (横張会長)

他にいかがでしょうか。

● (沼野委員)

資料3の赤系統の色彩について田邊委員にご説明願いたいのですが。

● (田邊委員)

彩度6はレンガ色になりますが、彩度が少し上がって8になるとさび止め塗料のような色になります。彩度8より彩度6の方が鮮やかさの度合いが低くてより落ち着いて見えるということになります。

● (横張会長)

他にいかがでしょうか。どこでもお気づきの点ご指摘いただければと思いますけど。

金属調の、例えばアルミやステンレスの素材というのはコントロールの対象になりうるものなのでしょうか。

● (計画景観係長)

景観計画でもそうですが、素材として持っているものについては最近色々なものがあります。例えばできた後に色が変わるものまでであるというのが現状で、非常に悩んでいるところでもあります。但し、素材についてはコンクリート面と同様にそこを規制の対象としてしまうとわけがわからなくなってしまいますので、今後の運用についてはガラス面と同じ扱いで色彩の対象ではないということで考えています。

● (横張会長)

場合によっては、厳しいことが起きる可能性はあります。例えば鏡面仕上げが非常にかかった金属面になると、ほとんど鏡と同様になってしまうので、夕日が逆方向から差してくるようになります。ですから非常に難しいポイントだと思いますが、そういったことも議論になってしまうという気がいたしました。

● (中村委員)

資料2の3ページの三郷市案の建造物から独立した広告(広告板、広告塔、サインポール)その他の欄に「用地地域外」とありますが「用途地域外」に訂正をお願い致します。

● (田邊委員)

今後の話になると思いますけれども、いただきましたスケジュールでは2回の審議会後に屋外広告物業者との懇談会があつて、その後素案が成案されていくプロセスかと思いますが、懇談会を開いて頂くのは非常に良いことだと思いますが、やはり屋外広告物が一向に良くなならない原因の一つにクライアントの理解が十分に進んでいなくて、屋外広告物業者としてはある程度基準に沿ったものを作りたいけれども、正直にそのように商売してはなかなか商売にならないという話をよく聞きますので、今後基準の案が取れるプロセスの中で例えばクライアント向けに分かりやすいパンフレットをつくるか、或いはそれと併せて今も簡易除却のような制度はあるようですが、市でもパトロールを行ったりですとか、定期的に簡易除却を行うような形で適正に基準が運用されるような仕組みをつくっていくことが大事だと思います。そのあたりも合わせてご検討いただけると今後基準の運用がスムーズに進むと思います。

● (横張会長)

はい、ありがとうございました。ただいまの点につきましてはいかがでしょうか。

● (まちづくり推進部副部長)

今月の最後の週に、本日頂いたものを提示して意見交換会を開く予定でございます。その中で、向こうからの意見を聞くだけではなく、こちら側からもそういった意見を投げていって啓発を行っていきたいと考えています。簡易除却については市の他部署で行っているので、簡易除却にあわせて指導啓発をしていくということを考えていきたいと思っています。

● (横張会長)

その他いかがでしょうか。

特にご意見、ご質問等ございませんようでしたら、本日は報告事項2点でございますので、以上にさせていただきまして、事務局と致しましてはそのご意見を踏まえまして、条例制定の作業の続きを進めて頂きたいという事でよろしくお願い致します。それでは他にございませんようでしたら、以上をもちまして私が行う議事の進行につきましてはすべて終了となりますので、司会進行を事務局にお返ししたいと思います。ありがとうございました。

● (都市デザイン課長補佐)

横張会長、どうもありがとうございました。以上をもちまして、本日の景観審議会は閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。

上記会議の内容は、まちづくり推進部都市デザイン課 青山 照二 が作成
したものであるが、その内容に相違ないことを証するために署名押印する。

平成 27年 4月 7日

議 長

横張 真

平成 27年 3月 6日

署 名 委 員

田 邊 学

平成 27年 3月 13日

署 名 委 員

沼野 次男